

お知らせ

送信日: 令和5年4月6日

送信枚数: 枚 (送付状を含む)

送付先: 組合員 各位

差出人: 専務理事 前川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: -226-5543

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

TEL:

FAX:

国内ガソリンスタンド(SS)におけるカード決済の適切な取り扱いについて【注意喚起】

いつも組合活動にご支援ご協力を賜りありがとうございます。

みだしのことについて、全石連副会長・専務理事より別添のカード決済の適切な

取扱等に関して周知依頼がありましたので、ご対応をよろしくお願いいたします。

。

全石商発 23 第 8 号
2023 年 4 月 6 日

都道府県石油組合理事長 各位

全国石油商業組合連合会
副会長・専務理事 加藤 文彦

SS におけるカード決済の適切な取り扱い等に関する周知のお願い

先般、SS で外国人グループによるデビットカードの不正利用が発生したことを受け、経済産業省（商取引監督課および石油流通課）より森会長宛てに、2023 年 3 月 31 日付で SS におけるカード決済の適切な取扱いに関する注意喚起文書（別添 1 参照）が発出されました。

文書は、一部 SS で店内販売時のカード決済において、カード加盟店契約に反した「分割決済」が行われていたことを指摘したうえで、こうしたカード決済方法が、不正取引や犯罪行為へ悪用される恐れがあることへの注意喚起とともに、各 SS において規定に沿った適切なカード決済の徹底や、カード決済に携わる従業員への教育等に取り組むよう、要請されております。

つきましては、適切なカード決済の徹底、SS 従業員への教育に関しまして、組合員にご周知くださるよう、お願い致します。

本件について、質問がある場合は業務グループまでお問い合わせいただければ幸いです。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

【添付資料】

- 別添 1 経済産業省発出文書

以上

担当：業務グループ 高橋、中村、川浪、谷村
TEL：03-3593-5831

令和5年3月31日

全国石油商業組合連合会

会長 森 洋 殿

経済産業省 商務情報政策局商務・サービスグループ 商取引監督課長 刀禰 正樹

経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課長 永井 岳彦

国内ガソリンスタンド（SS）におけるカード決済の適切な取扱いについて（注意喚起）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より経済産業政策の推進にご理解・ご協力賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、SSにおけるカード決済（クレジットカード、国際ブランド付きのデビットカードやプリペイドカードなどのカード決済）については、カード加盟店契約に基づく処理が必須とされており、これまで、これを徹底するようお取り組みいただいているところですが、一部、店内販売に係るカード決済において1円オーソリゼーションによる取引の上限金額でのカード決済を複数回行うこと（分割売上）により、一つの商品を販売するなど、カード加盟店契約に反したカード決済が行われていました。

このような、カード決済は、不正取引や犯罪行為に悪用されるおそれがあることから注意喚起させていただくとともに、石油元売等の包括加盟店は、改めて店子である給油所に加盟店契約等に基づく適切な運用に責任がある立場として、分割売上禁止等のカード取引に関する規定の周知をお願いいたします。

併せて、各給油所においては、適切なカード決済を徹底するよう、カード決済に携わる従業員への教育等に取り組んでいただくようお願いいたします。